

IV 仕事を辞めるときに

1 退職

【問合せ：相談窓口 P55・56・57】

就業規則などに定められている定年又は労働者からの申し出によって労働契約を終了することを退職といいます。

会社を退職することは、雇用期間に定めがない限り、労働者の自由ですが、予告もせず、いきなり会社に行かなくなるというようなことはルール違反です。

退職は、その意思表示から2週間で効力を生じますが（民法第627条第1項）、会社の就業規則等で「退職予定日の1か月前までに申し出ること」というような規定が定められている場合は、その規定に従って退職手続をする必要があります。

2 解雇

解雇とは、使用者が一方的に労働契約を解除し、仕事を辞めさせることをいいます。

法律では、解雇そのものを禁止してはいませんが、解雇するには、就業規則で明示した合理的な事由がなければなりません。

また、使用者は、労働者を解雇する場合には、少なくとも30日前までに解雇を予告するか、30日前までに予告をしない場合は、予告期間が30日に満たない日数分の平均賃金を支払うことと定められています。

（労働基準法第20条）

●解雇の制限

次のような場合の解雇は、法律で禁止され、又は無効とされています。

- ① 労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由とする解雇 (労働基準法第3条)
- ② 業務上の傷病による療養のための休業期間及びその後30日間の解雇 (労働基準法第19条)
- ③ 産前産後の休業期間及びその後30日間の解雇 (労働基準法第19条)
- ④ 労働者が労働基準監督署へ、事業主の労働基準法違反の事実を申告したことを理由とする解雇 (労働基準法第104条)
- ⑤ 労働者が労働組合の組合員であることや、労働組合に加入したり、結成しようとしたことなどを理由とする解雇 (労働組合法第7条)
- ⑥ 労働者が労働委員会へ不当労働行為の救済を申立てたこと、若しくは、労働委員会の調査・審問・争議調整において、証拠を提示したり発言をしたことを理由とする解雇 (労働組合法第7条)
- ⑦ 労働者が育児休業、介護休業、子の看護休暇等を申し出たり、それらの休業をしたり、休暇を取得したこと等を理由とする解雇 (育児・介護休業法第10条、16条、16条の4、16条の7、16条の10、18条の2、20条の2、23条の2)
- ⑧ 女性労働者が婚姻、妊娠、出産したこと、産前産後の休業をしたこと等を理由とする解雇 (男女雇用機会均等法第9条第3項)
- ⑨ 妊娠中の女性労働者や出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇 (男女雇用機会均等法第9条第4項)
- ⑩ 公益通報者保護法に基づく公益通報をしたことを理由とする解雇 (公益通報者保護法第3条)
- ⑪ 障害者虐待について市町村又は都道府県に通報又は届出をしたことを理由とする解雇 (障害者虐待防止法第22条)

3 退職・解雇後

就業規則などに退職金の規定があれば、退職金が支払われます。

労働者が、賃金や積立金などの請求をすれば、7日以内に支払われなければなりません。（退職金を除く）。

（労働基準法第23条）

また、退職時には、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金、退職事由（解雇の場合は、解雇の理由を含む。）について、労働者は退職証明書の交付を請求することができ、使用者は、遅滞なく交付しなければなりません。

（労働基準法第22条）

4 解雇・再就職援助

経済的事情による事業規模の縮小などに伴って、一つの事業所において1ヶ月に30人以上の離職を余儀なくされることが見込まれる場合（30人未満の場合は任意）、事業主は、対象となる労働者の再就職援助のために「再就職援助計画」を作成し、最初の離職者の生ずる1か月前までに公共職業安定所長に提出し、その認定を受け、再就職者の雇用活動を支援しなければなりません。

なお、在職中の求職活動に対する事業主等による支援を促進するために、それを行う事業主等に対し助成金制度が設けられています。

また、一定期間内に、事業規模の縮小などに伴うものかどうかに問わらず、1ヶ月に30人以上の離職を余儀なくされることが見込まれる場合は、大量離職届が義務付けられています。

5 未払賃金の立替払

事業所が倒産して、賃金が支払われないまま退職した場合は、未払となっている賃金の一定範囲について事業主に代わり支払われる制度があります。

6 社会保険の切替、住民税などの手続

労働者が退職または離職した場合は、在職中に加入していた健康保険・厚生年金保険の資格がなくなりますので、次に就職するまでの間、住所を有する市町村で国民健康保険や国民年金への加入の手続きが必要となります。また、住民税等につきましても課税市町村から住民税等の納入通知書が届きますので、忘れないよう納入してください。

なお、健康保険料（税）・住民税は前年分の所得により算定されますが、収入が著しく低下した方や倒産、解雇、雇い止め等により職を失った方は、一定の条件を満たす場合、軽減・減免対象となることがありますので、市町村の担当課にご相談ください。

【社会保険の切替、住民税に関する問合先】

☆甲府市にお住まいの方は、甲府市役所本庁舎（甲府市丸の内1-18-1）の各窓口

- ・甲府市福祉部健康保険課（2階） (保険料係) Tel055-237-5368
- ・甲府市市民部市民課（2階） (国民年金係) Tel055-237-5385
- ・甲府市市民部市民税課（3階） (個人市民税係) Tel055-237-5398

※甲府市以外の方は、各市町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

V さまざまな働き方について

正社員という働き方に加え、「パートタイム労働」「有期契約労働」「派遣労働」「業務委託・請負」といった様々な働き方があります。自分自身がどのような形態で働きたいのか、各々の労働形態を知ることは、働くうえでとても大切です。

1 パートタイム労働者(短時間労働者)

【問合せ：相談窓口 P56】

1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短い労働者とのことです。(パートタイム・有期雇用労働法第2条)

法律上は、パートタイマー・アルバイトという区別はなく、条件を満たせば呼び名は違ってもすべてパートタイム労働者となります。

また、パートタイム労働者も労働者であることに変わりないので、各種労働法が適用され、要件を満たせば、年次有給休暇も取得できますし、雇用保険や健康保険、厚生年金保険が適用されます。

○パートタイム労働者の留意点

- ・労働条件等を明記した労働条件（雇入れ）通知書を受取り、事前に労働条件を確認しましょう。
- ・家庭の事情等で所定労働時間以外に働けない場合は、あらかじめ事業主に申し出て、労働条件通知書に明記してもらいましょう。
- ・常時使用されるパートタイム労働者（1年以上引き続き使用され、1週間の労働時間がその事業所の同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間の3/4以上である労働者）は、健康診断を受けることができます。

○パートタイム労働者の社会保険

一定の要件を満たせば、保険に加入する必要があります

健康保険	<p>全ての法人事業所と、常時5人以上の従業員を使用する事業所（サービス業等を除く。）に働くパートタイム労働者で、1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合</p> <p>※特定適用事業所（注1）に勤務する短時間労働者（注2）は、健康保険・厚生年金保険の適用対象です。</p> <p>（注1）同一事業主の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む。）の合計が、1年で6か月以上、50人を超えることが見込まれる事業。50人以下でも労使で合意した事業所。</p>
厚生年金保険	<p>（注2）勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～⑤のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">① 週の所定労働時間が20時間以上あること。② 雇用期間が2カ月を超えて見込まれること。③ 賃金の月額が8.8万円以上であること。④ 学生でないこと。⑤ 常時51人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること。
雇用保険	週の所定労働時間が20時間以上、かつ、31日以上の雇用見込がある場合

2 有期契約労働者

有期契約労働者は、正社員と違って、労働契約にあらかじめ契約期間が定められている働き方です。

- 労働者と使用者の合意により契約期間を定めたものであり、契約期間の満了によって労働契約は自動的に終了します。

- 1回あたりの契約期間の上限は、一定の場合（専門的知識を要する場合等は5年）を除いて最長3年です。
(労働基準法第14条)

- 使用者は、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することはできません。
(労働契約法第17条)

- 同一使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換する。
(労働契約法第18条)

※有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する「キャリアアップ助成制度」（厚生労働省）がありますので、ご活用ください。

パートタイム・有期雇用労働法について

正社員とパートタイム労働者、有期雇用労働者との間の不合理な待遇差を禁止するなど、パート・アルバイト・契約社員として働く方の環境をよくするための法律です。

(1) 均衡待遇（不合理な待遇の禁止）（同法第8条）

事業主は、通常の労働者とパートタイム・有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けてはならないとされています。不合理な待遇差かどうかの判断は、個々の待遇ごとに、その待遇の性質・目的に照らし適切と認められる事情（職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲、その他の事情）を考慮して判断されます。

(2) 均等待遇（差別的取扱いの禁止）（同法第9条）

事業主は、通常の労働者と同視すべきパートタイム・有期雇用労働者については、すべての待遇について差別的取扱いをしてはならないとされています。

(3) 賃金、教育訓練、福利厚生施設（同法第10条～12条）

通常の労働者と同視すべきパートタイム・有期雇用労働者以外のすべてのパートタイム・有期雇用労働者については、以下の定めがあります。

- 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ職務の内容、成果、意欲、能力または経験等を勘案してその賃金等を決定するよう努めること。

- 事業主は、パートタイム・有期雇用労働者と通常の労働者の職務が同じ場合、教育訓練については、パートタイム・有期雇用労働者が既に必要な能力を身につけている場合を除き、通常の労働者と同様に実施しなければならないこと。

- 事業主は、福利厚生施設のうち、給食施設、休憩室、更衣室については、通常の労働者と同様に利用の機会を与えなければならないこと。

(4) 通常の労働者への転換（同法第13条）

事業主は、通常の労働者への転換を促進するための措置として、①～④のいずれかの措置を講ずることが義務付けられています。

- 通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパートタイム・有期雇用労働者

V さまざまな働き方について

に周知する

② 通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム・有期雇用労働者にも応募する機会を与える

③ パートタイム・有期雇用労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設ける

④ その他通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずる

(5) 事業主が講ずる措置の内容等の説明（同法第14条）

事業主は、パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れたときは、速やかに、実施する雇用管理の改善等に関する措置の内容を説明することが義務付けられています。また、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあったときは、通常の労働者との待遇差の内容や理由、待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務付けられています。

(6) 相談のための体制の整備（同法第16条）

事業主は、雇用管理改善に関するパートタイム・有期雇用労働者からの相談に応じ、適切に対応するために、相談窓口の設置等の体制整備をすることが義務付けられています。

学生アルバイトのトラブル（いわゆるブラックバイト）にご用心！

【問合せ：相談窓口 P57・58】

◎アルバイトをしていてこんなことはありませんか？

「求人票の労働条件と実際の待遇が違う」「休日が取れない」「給料（時給）が著しく安い」「残業代が支払われない」「無理なシフト変更を余儀なくされた」「休憩時間が無い」「（労働条件的に）学業との両立ができない」等・・・

◎学生アルバイトも「労働契約」です。

労働契約は、雇用主との契約であり、労働基準法等の適用になります。

労働契約を結ぶときは、必ず、雇用主は労働条件を明示する書面等（労働契約書、労働条件通知書等）を交付しなければなりません。書面等は必ず捨てずにとっておきましょう。

また、賃金は、最低の基準（最低賃金）が都道府県ごとに定められています。

例えば、山梨県の場合は1時間当たりの最低賃金額は、1,052円です。（令和7年12月1日から適用）

◎アルバイトをする前に確かめたいポイント

- 1 アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう
- 2 アルバイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則です
- 3 アルバイトでも、残業手当があります
- 4 アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます
- 5 アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
- 6 アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- 7 困ったときは、相談窓口へ問合せを

3 派遣労働者

【問合せ:相談窓口 P56】

労働者は、派遣事業所（派遣元）と労働契約を結び、派遣元が労働者派遣契約を結んでいる事業所（派遣先）に労働者を派遣し、労働者は、派遣先の指揮命令を受けて働く形態です。

○派遣労働者の特徴

- ・労働者に賃金を支払う事業所（派遣元）と、指揮命令をする事業所（派遣先）が異なります。
- ・雇用主は、派遣事業所（派遣元）になります。よって、社会保険・労働保険に関する適用は、派遣元が責任を負います。労働関係法令については、原則として派遣元事業主が雇用主として責任を負いますが、一部派遣先が責任を負うものがあります。
- ・トラブルの際には、派遣元が責任をもって対処しなければなりませんが、実際に指揮命令をしている派遣先が全く責任を負わないことは妥当ではなく、派遣元と派遣先のそれぞれで選任された派遣元責任者と派遣先責任者には、苦情処理の義務があります。

(労働者派遣法第36条、41条)

- ・派遣で働く場合は、派遣先・業務内容・派遣期間・労働時間等を明らかにした書面（就業条件明示書）を派遣元から交付してもらいましょう。

○派遣労働者の社会保険

一定の要件を満たせば、保険に加入する必要があります

健康保険	<p>1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合</p> <p>※特定適用事業所（注1）に勤務する短時間労働者（注2）は、新たに健康保険・厚生年金保険の適用対象です。</p> <p>（注1）同一事業主の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む。）の合計が、1年で6か月以上、50人を超えることが見込まれる事業所。50人以下でも労使で合意した事業所。</p>
厚生年金保険	<p>（注2）勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～⑤のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 週の所定労働時間が20時間以上あること。 ② 雇用期間が2カ月を超えて見込まれること。 ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること。 ④ 学生でないこと。 ⑤ 常時51人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること。
雇用保険	週の所定労働時間が20時間以上、かつ、31日以上の雇用見込がある場合

4 業務委託・請負契約を結んで働く人

業務委託や請負といった形態で働く場合は、注文主から受けた仕事の完成に対して報酬が支払われるもので、注文主の指揮命令を受けない「事業主」として扱われ、基本的には「労働者」としての保護を受けることはできません。

ただし、「業務委託」や「請負」といった契約をしていても、その働き方の実態から注文主の「労働者」であると判断されれば、労働法規の保護を受けることができます。例えば、仕事をする場所・時間を注文主から指定されていたり、仕事の仕方を細かく指示されていたりする場合等は、「労働者」と判断される可能性が高まります。

この「労働者」であるかどうかということは、実はとても難しい問題です。自分が労働者として労働法の保護を受けることができるかどうか困った際には、労働基準監督署に相談をしてみましょう。

なお、厚生労働省では、フリーランス・個人事業主の方が、契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月から設置しています。

また、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために、令和6年11月1日から「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されています。



【フリーランス・トラブル110番】

関係省庁のHPでは詳しい資料、最新の情報を提供しています。ぜひご利用ください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

5 労働者協同組合法について

令和2年12月に公布された労働者協同組合法（令和2年法律第78号）は、多様な就労機会の創出、地域の多様な需要に応じた事業を行うことで、持続可能で活力ある地域社会の実現を目的としています。協同労働とは、働く人が出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に応じながら、持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う働き方です。

※労働者協同組合法は、一部を除き、公布後2年以内の政令で定める日から施行することとされています。

6 テレワークの活用

テレワークとはインターネット等の ICT を活用し、自宅等で仕事をする、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。感染症の感染拡大防止の観点からも有効な働き方です。

テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン（抜粋）

（1）労働基準関係法令が適用されます。

○労働基準法 ○最低賃金法 ○労働安全衛生法 ○労働者災害補償保険法等

（2）労働基準法が適用されます。

- ① 労働条件の明示
- ② 労働時間制度の適用
- ③ 休憩時間の取り扱い
- ④ 時間外・休日労働の労働時間管理

（3）長時間労働対策について（長時間労働による健康障害防止）

- ① メール送付の抑制
- ② システムへのアクセス制限
- ③ テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止
- ④ 長時間労働等を行う労働者への注意喚起

（4）労働安全衛生法が適用されます。

（5）労災保険法が適用*されます。

※但し事業主の支配下にあること、私的行為に当たらないこと等、一定の要件が必要です。



7 「スポットワーク」を利用して働くスポットワーカーの皆さまへ ～ご存知ですか？「スポットワーク」の注意点～

空いた時間に働く「スポットワーク（スキマバイト・スポットバイト・短期バイト・単発バイト等）」。時間を有効に使えることなどから便利であり、最近利用者が急増しています。

就労先とのトラブルにあわないよう、スポットワーカーの皆さまが「スポットワーク」で勤務するに当たり知っておくべき注意点をまとめましたので、是非ご確認ください。

労働契約を結ぶときの注意点

スポットワークについては、労使間の別途特段の合意がなければ、お仕事に応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立するものと一般的には考えられます。

仕事に応募する前に、労働条件通知書を確認して、

- ・雇用主が誰か
- ・労働条件の具体的な内容（就業場所、業務の内容、就業時間、雇用形態など）
- ・解約（キャンセル）に関する規定の有無
- ・その内容や期限
- ・契約成立時期

を確認しましょう。

労働契約が成立した後は、労働条件通知書がきちんと交付されているか、確実に確認しましょう。もし労働条件通知書の内容が応募時の内容と異なる場合には、スポットワーク仲介事業者または雇用主に問い合わせましょう。

仕事の中止または早上がりを命じられたときの注意点

労働契約成立後に、雇用主の都合で仕事がなくなったり、早上がりを命じられた場合は、雇用主は、所定支払日までに休業手当を支払うことが必要です。

雇用主がその日に約束した賃金を全額支払う場合には、休業手当に代えて支払われたことになります。

賃金・労働時間に関する注意点

雇用主の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（指定された制服への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（掃除等）を就業先内において行った時間、待機を命じられた時間も、労働時間に該当することから、賃金が発生します。

実際の労働時間が予定と異なっていた場合は、雇用主に実際の労働時間を報告し、修正の承認を求めましょう。実際に働いた時間に対する賃金や、事前に約束した賃金が支払われているかを確認してください。

賃金について、労働条件通知書で示されていた額が一方的に減額されたり「別途支払う」とされていた交通費などが支払われない場合は、労働基準法違反です。雇用主に対して支払いを求めましょう。

通勤途中や仕事中にケガをしたときの注意点

通勤途中や仕事中にケガをした場合は、労災保険給付を請求することができます。
まず雇用主に連絡し、手続きを進めてください。

雇用主には、スポットワーカーに対する安全衛生教育の実施等の各種措置が義務付けられています。
仕事に就く前に安全衛生教育をしっかり受けましょう。

○×クイズ

～アルバイトを始める前に知っておきたい！

労働法クイズ～

ア ル バ イ ト 代 関 係	① 街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は1,100円で研修中は1,000円みたいですね。このお店がある県の最低賃金は1,052円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてしょうがないと思っています。 ○か×か。
	② 店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。
	③ 仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですよね。 ○か×か。
	④ アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入るべきですよね。 ○か×か。
	⑤ アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いんで「罰金」も支払わなければいけないんですね。 ○か×か。
時 間 関 係	⑥ 週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくとも仕方ないですよね。 ○か×か。
	⑦ 「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店からされました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なんですが、テストがあって絶対に休めないので無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですよね。 ○か×か。
退職・解雇關係	⑧ 余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいまでアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代わりがないとお店は困るかもしれないのに、自分で代わりを見つけてから辞めるしかないですよね。 ○か×か。
その他	⑨ 仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですよね。 ○か×か。

【厚生労働省発行チラシ「仕事（アルバイト）のトラブルこんな事で困っていませんか？」より引用】

【クイズの答え】

① × ② ○ ③ × ④ ○ ⑤ × ⑥ × ⑦ ○ ⑧ × ⑨ ×

VI 労働組合について

1 労働組合

【問合せ：相談窓口 P57】

労働組合は、賃金、労働時間、職場環境等の労働条件を維持改善する等、労働者の経済的地位の向上を図ることを主な目的とする団体です。
(労働組合法第2条)

●労働三権

労働組合に関して、憲法で権利が保障されています。	
団結権	労働組合を結成する権利
団体交渉権	賃金、労働時間、職場環境等について話し合いを求める権利
争議権	話し合いの状況に応じてストライキ等を行う権利

●不当労働行為の禁止

(労働組合法第7条)

使用者は、次のような行為については、不当労働行為として禁止されています。

- ・労働者が、
 - ①組合員であること
 - ②労働組合に加入しようとしたこと
 - ③労働組合を結成しようとしたこと
- ④労働組合の正当な行為をしたことを理由に解雇したり、不利益な取扱いをすること。
- ・労働組合に加入しないことや脱退することを雇用条件とすること。
- ・労働者の代表者と団体交渉することを正当な理由がなく拒むこと。
- ・労働組合の結成や運営に対して、これを支配したり、介入したりすること。

●労働争議の調整

労働争議とは、労働組合と使用者との間で、労働条件等をめぐり紛争になっている状態を言います。

労働組合と使用者の間で紛争が起きたときは、当事者である労働組合と使用者が自主的に解決するよう努めなければなりません。
(労働関係調整法第2条)

しかし、当事者間だけでは、なかなか解決が困難な場合もあるので、第三者である行政機関の労働委員会が紛争の調整にあたる制度があります。

あっせん、調停、仲裁の3つの方法があります。

VII 甲府市の労働行政について

1 労働者福祉事業

(1) 労働相談の実施（無料）

勤労者が抱えている労働問題全般にわたる相談、助言、指導を行い、勤労者の生活向上に資するため労働相談業務を行っています。

また、県社会保険労務士会と連携して、休日の社会保険労務士相談会も開催しています。

※巻末（P60）に労働相談日のカレンダーアリ。

●労働相談室（面談・電話相談可）

開設日時 毎週火・木曜日 午後5時～午後8時（年末年始除く）
(祝祭日は、午後1時～午後4時)

●社会保険労務士相談（面談・電話相談可）

開設日時 毎月第2・4日曜日 午前10時～午後4時（3時受付終了）
(年末年始除く)

※どちらも、開設場所は、甲府市役所本庁舎4階 相談室4aです。（予約不要）
電話番号は、055-298-4475です。ご利用ください。

(2) 労働セミナーの開催

働く人たちが、いきいきと安心、安定した生活を送ることができる環境づくりのために、労働・雇用関係におけるタイムリーなテーマに関する講演会形式のセミナーを実施しています。

(3) 甲府市労働行政推進懇話会の設置

本市の労働者等に関する福祉の増進及び生活の向上に関する検討を行います。労働団体の代表・労働者・学識経験者等の委員で構成され、任期は3年。年間2回程度の懇話会を開催します。

(4) 中巨摩地区広域事務組合 勤労青年センターの利用促進

勤労者が、文化、学習活動、スポーツ、レクリエーション活動を通じて、余暇や休日を楽しく有意義に過ごせるよう、中巨摩地区広域事務組合勤労青年センター（体育館、グラウンド、テニスコート、フットサルコート、研修室）の使用について、中巨摩地区広域事務組合と協定を結び、甲府市民の利用に供しています。

・所在地：中央市一町畠 1189 TEL055-273-6479

(5) 甲府市勤労者球技大会の実施

勤労者の交流と親睦を図ることにより、相互連帯意識の高揚と勤労者の健康増進のため各種球技大会を開催しています。

- ① 勤労者フットサル大会
- ② 勤労者卓球大会・バドミントン大会



VII 甲府市の労働行政について

(6) 労働者福祉団体の各種事業への助成

スポーツ・文化・教養・健康増進等を通じて、勤労者相互の連帯を深めるため、山梨県労働者福祉協会、甲府市勤労者福祉協議会等に助成を行っています。

(7) はたらく者のサポートガイドの発行（本誌）

はたらくための基本的な事項が解説されている本冊子を作成し、甲府市内の大学、高等学校、専門学校等の就職担当をはじめ、市の施設及び国、県の施設等に毎年約1,600部を配布しています。

2 雇用促進対策事業

(1) 県央ネットやまなし合同企業説明会・メタバース合同企業説明会の開催

卒業見込の学生及び一般求職者、外国人留学生及び就職期を迎える前の高校、専門学校、大学等の生徒、学生等を対象に、自治体連携による対面の合同企業説明会及びメタバース空間を使用した合同企業説明会を開催し、企業と求職者のマッチングの機会や地元企業の魅力を知る機会を設けています。

(2) 甲府市産業支援サイト

就職活動をしている学生や求職者の皆様に市内企業で働くことへの関心をもっていただけるよう、市内で働く人たちの魅力を取材し発信する「甲府市就職応援サイト」を甲府市の産業全般について発信するサイトである「甲府市産業支援サイト」内に掲載しています。

甲府市産業支援サイト

<https://www.kofu-sangyo.jp/employment-support>



(3) ワークプラザ甲府（ハローワークとの一体的就労支援事業）

甲府市、山梨労働局及び甲府公共職業安定所が連携し、市が行う福祉関連の生活相談と国が行う無料職業相談を市役所内で一体的に行う就労支援事業を、平成26年11月から実施しています。

一般の求職者の方も、ご利用いただけます。求人検索システムを利用した、求人情報の検索と閲覧もできます。お気軽にご利用ください。

なお、就労支援を主な目的としているため、求人申込や雇用保険に関する業務は取り扱っておりません。



施設名称 「ワークプラザ甲府」

場 所 市役所本庁舎2階東側

開設時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（年末年始を除く）

予約電話 055-237-1161（内線4930）

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/rose/h261126-workplazakofu1.html>



(4) 雇用促進事業

山梨労働局及び甲府公共職業安定所と連携し、甲府公共職業安定所発行の求人情報及び求人ニュースを、甲府市役所本庁舎のワークプラザ甲府（2階）、生活福祉課（3階）の窓口等に置き、求人情報の提供を行っています。

(5) 甲府市シルバー人材センター

高年齢者が就業を通して社会参加することにより、自らの生きがいの充実や追加的な収入を得るために実施する、同センターの事業に対する運営管理を支援しています。

- ・センター会員が請負う主な業務
除草・剪定、襖・障子・網戸の張替え、家事手伝い、筆耕等の各種業務

【甲府市シルバー人材センターへの問合先】

- ・公益社団法人 甲府市シルバー人材センター
甲府市相生 2-17-1 Tel055-222-9488
<https://yamanashi-kofu-sjc.com/>



(6) インターンシップ受入助成金事業

市内の事業者等によるインターンシップの受け入れを促進し、産業人材の育成及び学生等の市内就職を図るため、インターンシップ受入助成金の交付を行っています。

3 中小企業等の福利厚生支援事業

市内の中小企業や小規模事業所の福利厚生事業、余暇レクリエーション事業、慶弔・共済等の給付事業を行っている「一般財団法人 甲府市勤労者福祉サービスセンター」を支援しています。（次ページを参照）

【一般財団法人 甲府市勤労者福祉サービスセンターへの問合先】

- ・一般財団法人甲府市勤労者福祉サービスセンター
甲府市朝氣 2-2-22 Tel055-232-8753
<https://kofu.zenpuku.or.jp/>



VIII その他

1 中小企業等の福利厚生事業

甲府市内の中小企業や小規模事業所の事業主や従業員を対象に、福利厚生事業、余暇レクリエーション事業や慶弔・共済等の給付事業を行っています。

一般財団法人 甲府市労働者福祉サービスセンター

甲府市朝氣 2-2-22 Tel055-232-8753 
<https://kofu.zenpuku.or.jp/>

加入対象者 甲府市内の中小企業等に勤務する方及びその事業主

甲府市内に居住し、市外の中小企業等に勤務する方

会 費 入会金：1人 100円 会費：月額 1人 500円

主なサービス 慶弔共済金給付、人間ドック等受診補助、レクリエーション事業、各種チケット等斡旋等

※事業所単位または個人で入会（中小企業とは、従業員数が概ね300人以下の事業所、小規模事業所とは、従業員数が概ね20人以下の事業所）

2 中小企業退職金共済制度(中退共)

「中小企業退職金共済法」に基づく、中小企業に向けた国の退職金制度です。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

東京都豊島区東池袋 1-24-1 Tel03-6907-1234

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

・掛金の一部を国が助成、社外積立型だから手間いらずです。



3 勤労者福祉施設

勤労者の福祉の増進、文化の向上、より豊かな生活の形成を促進するための施設です。

甲府市労働者福祉センター 甲府市朝氣 2-2-22 Tel055-232-8751

会議室、料理実習室、大ホール、テニスコート等を完備

<https://kofu.zenpuku.or.jp/>



甲府市市民いこいの里 甲府市黒平町 30 Tel055-287-2235

予約専用ダイヤル 施設開設期間中（4月～11月）のみ Tel080-6611-1510

和・洋室、バーベキュー棟、キャンプ場、テニスコートを完備 ※宿泊定員 29名

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/rose/shisetsu/recreation/ikoi.html>



中巨摩地区広域事務組合労働青年センター 中央市一町畠 1189 Tel055-273-6479

https://www.nakakomakouiki.or.jp/working_youth_center/

会議室、体育館、多目的広場、フットサル場、テニスコート等を完備



IX 問合せ・相談窓口一覧

No.	求人・求職の情報提供、相談機関
1	<p>やまなし・しごと・プラザ（山梨県とハローワークによる一体的実施事業） https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/shigoto-plaza.html </p> <p>甲府市飯田 1-1-20 JA 会館 5F</p> <p>○甲府新卒応援ハローワーク（ヤングハローワーク） （職業紹介等：新規学校卒業予定者及び卒業後3年以内の既卒者等） Tel055-221-8609 月～金曜日 9時30分～18時 </p> <p>○外国人雇用サービスコーナー（ポルトガル語・スペイン語の通訳配置） Tel055-221-8609 月曜日 9時30分～12時30分、 木曜日 10時～13時、14時～16時</p> <p>○留学生コーナー（行政書士による外国人雇用管理アドバイザーを配置） Tel055-221-8609 水曜日 13時～17時</p> <p>○ジョブカフェやまなし（概ね15歳から39歳までの若年者を対象） 就労相談（キャリアカウンセリング、応募書類、面接練習等）Tel055-233-4510 月～金曜日 9時30分～18時 土曜日 13時～17時 https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/shigoto-plaza/jobcafe.html </p> <p>○山梨県求職者総合支援センター （概ね40歳以上の中高年齢者を対象。職業紹介・職業相談、生活・就労相談）</p> <p>(1) ハローワーク（職業紹介等） Tel055-226-8609 月～金曜日 9時30分～18時</p> <p>(2) 生活・就労相談 Tel055-233-4510 月～金曜日 9時30分～18時 土曜日 13時～17時 </p> <p>https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/seikatu_syuurousoudan.html</p> <p>○山梨県子育て就労支援センター （子育て中の方向けを対象。職業紹介・職業相談、子育て支援制度等の情報提供等）</p> <p>(1) ハローワーク（職業紹介等） Tel055-226-1188 月～金曜日 9時30分～18時</p> <p>(2) 就労相談、子育て支援制度等の情報提供等 Tel055-233-4510 月～金曜日 9時30分～18時 土曜日 13時～17時 </p> <p>https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/26kosodatesyuroshiensenta.html</p>

IX 問合せ・相談窓口一覧

2	<p>ハローワーク甲府（甲府公共職業安定所）</p> <p>(1) 平日（月～金）8時30分～17時15分（通常業務）</p> <p>(2) 平日（月・水）17時15分～19時（延長開庁）</p> <p>(3) 第2・第4 土曜日 10時～17時（土曜開庁）</p> <p>※(2)及び(3)については、在職者優先の職業紹介・職業相談のみで、求人受付、訓練相談業務、雇用保険業務、マザーズコーナーの業務は行っておりません。</p> <p>(4) 外国人の方への職業相談窓口</p> <p>火曜日 13時30分～17時（ポルトガル語・スペイン語）</p> <p>水曜日 13時30分～16時30分（ポルトガル語のみ）</p> <p>甲府市住吉1-17-5 Tel055-232-6060【総合案内1#】</p>	
3	<p>ワークプラザ甲府（甲府市とハローワークによる一体的就労支援事業）</p> <p>月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時</p> <p>甲府市役所本庁舎2階東側 Tel055-237-1161（内4930）受付専用</p>	
4	<p>やまなし若者サポートステーション（働くことが不安なお仕事をされていない方や就学中でない方（15歳～49歳）とそのご家族が対象）</p> <p>https://ycca.jp/yss/</p>	
5	<p>山梨県青少年センター 若者相談室</p> <p>水～金曜日 10時～15時</p> <p>甲府市和戸町1303 Tel055-230-2239</p>	
No.		インターネットでの求人検索
6	<p>ハローワークインターネットサービス</p> <p>https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html（提供元：厚生労働省）</p>	
No.		県外設置の求人・求職の情報提供、相談・就職支援機関
7	<p>山梨県働く人・働き方支援課 東京駐在</p> <p>東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館13階</p> <p>東京事務所内 Tel03-5212-9043</p>	
8	<p>やまなし暮らし支援センター</p> <p>東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階</p> <p>ふるさと回帰支援センター内 Tel080-1600-5730</p>	
9	<p>東京新卒応援ハローワーク</p> <p>東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング21階 Tel03-5339-8609</p>	
10	<p>八王子新卒応援ハローワーク</p> <p>東京都八王子市旭町10-2 八王子TCビル6階 Tel042-631-9505</p>	

No.	就職を目指す方の職業能力を開発する施設
11	甲府市立甲府商科専門学校 甲府市西下条町 1020 Tel055-243-0511
12	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部 山梨職業能力開発促進センター（ポリテクセンター） 甲府市中小河原町 403-1 Tel055-242-3066
13	山梨県立就業支援センター 甲府市塩部 4-5-28 Tel055-251-3210
14	山梨県立産業技術短期大学校（塩山キャンパス） 甲州市塩山上於曾 1308 Tel0553-32-5200
15	山梨県立産業技術短期大学校（都留キャンパス） 都留市上谷 5-7-35 Tel0554-43-8911
16	山梨県立峠南高等技術専門校 南巨摩郡富士川町青柳町 3492 Tel0556-22-3171
No.	障がい者の就業を支援する施設
17	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部 山梨障害者職業センター 甲府市湯田 2-17-14 Tel055-232-7069
18	山梨県立就業支援センター 甲府市塩部 4-5-28 Tel055-251-3210
19	障がい者就業・生活支援センター 陽だまり 韮崎市若宮 1-2-50 ニコリ3F Tel0551-45-9901
20	すみよし障がい者就業・生活支援センター 甲府市住吉 4-7-20 Tel055-221-2133
21	障がい者就業・生活支援センター コピット 山梨市下井尻951-1 マロニエテラス1-201 Tel0553-39-8181
22	障がい者就業・生活支援センター ありす 富士吉田市新西原 3-4-20 Tel0555-30-0505

IX 問合せ・相談窓口一覧

No.	高齢者の就業を支援する施設
23	公益社団法人 甲府市シルバー人材センター 甲府市相生 2-17-1 甲府市役所南庁舎1号館1階 Tel055-222-9488 入会説明会：毎月第3木曜日 16時～ 同住所3階会議室にて実施
24	公益社団法人 山梨県シルバー人材センター連合会 甲府市蓬沢 1-15-35 山梨県自治会館1階 Tel055-228-8383
No.	労働契約・就業規則・労働協約・安全衛生・労災保険・健康診断などについて
25	甲府労働基準監督署総合労働相談コーナー 甲府市下飯田 2-5-51 Tel055-224-5620
26	独立行政法人 労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター 甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館2階 Tel055-220-7020
27	中北地域産業保健センター 甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館2階 Tel055-220-7020
No.	母性保護・母性健康管理、性別による差別の禁止について
28	山梨労働局雇用環境・均等室 【母性健康管理措置・不利益取扱い・性別による差別の禁止関係】 甲府市丸の内 1-1-11 Tel055-225-2851
29	甲府労働基準監督署総合労働相談コーナー【母性保護関係】 甲府市下飯田 2-5-51 Tel055-224-5620
No.	仕事と育児・介護・治療の両立支援について
30	山梨労働局雇用環境・均等室【育児・介護休業制度、不妊治療両立支援、助成金関係】 甲府市丸の内 1-1-11 Tel055-225-2851
31	山梨労働局労働基準部健康安全課【治療と仕事の両立支援】 甲府市丸の内 1-1-11 Tel055-225-2855
32	甲府年金事務所【社会保険関係】 甲府市塩部 1-3-12 Tel055-252-1431 音声案内「3」
33	ハローワーク甲府（甲府公共職業安定所）【育児休業給付金関係】 甲府市住吉 1-17-5 Tel055-232-6060 【雇用保険適用課 21#】
34	ハローワーク甲府（甲府公共職業安定所）【長期療養中の方への就職支援関係】 甲府市住吉 1-17-5 Tel055-232-6060 【職業相談第1部門 41#】

35	甲府市ファミリーサポートセンター 甲府市上石田 3-6-31 中央部幼児教育センター内 Tel055-223-2253
36	独立行政法人 労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター 甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館 2 階 Tel055-220-7020
37	市立甲府病院 総合相談センター 総合相談室 両立支援 毎月第3火曜日 10時～12時 就職支援 毎月第2、第4火曜日 10時～15時 甲府市増坪町 366 Tel055-244-1111 内線 1202
No.	職場におけるハラスメント対策について
38	山梨労働局雇用環境・均等室 【セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント】 甲府市丸の内 1-1-11 Tel055-225-2851
39	山梨労働局総合労働相談コーナー 【パワーハラスメント】 甲府市丸の内 1-1-11 Tel055-225-2851
40	甲府労働基準監督署総合労働相談コーナー 【パワーハラスメント】 甲府市下飯田 2-5-51 Tel055-224-5620
No.	職場環境・健康診断について
41	甲府労働基準監督署安全衛生課 甲府市下飯田 2-5-51 Tel055-224-5617
No.	健康保険・厚生年金保険の適用、年金について
42	甲府年金事務所 甲府市塩部 1-3-12 Tel055-252-1431 年金の給付について 音声案内「1」 健康保険・厚生年金保険の適用について 音声案内「3」
No.	健康保険の給付について
43	※1 全国健康保険協会山梨支部にご加入の方 全国健康保険協会山梨支部 甲府市丸の内 3-32-12 甲府ニッセイスカイビル 4 階 Tel055-220-7750
44	※2 上記以外にご加入の方は、ご加入の保険の保険者（各健康保険組合等）へお問い合わせください。

IX 問合せ・相談窓口一覧

No.	雇用保険について
45	ハローワーク甲府（甲府公共職業安定所） 甲府市住吉 1-17-5 Tel055-232-6060【雇用保険の給付について 11#】 甲府市住吉 1-17-5 Tel055-232-6060【雇用保険の適用について 21#】
No.	労災保険について
46	甲府労働基準監督署労災課 甲府市下飯田 2-5-51 Tel055-224-5619
No.	パートタイマーに関する相談
47	甲府労働基準監督署総合労働相談コーナー ¹ 甲府市下飯田 2-5-51 Tel055-224-5620
48	山梨労働局雇用環境・均等室【待遇関係】 甲府市丸の内 1-1-11 Tel055-225-2851
49	甲府年金事務所【健康保険・厚生年金保険関係】 甲府市塩部 1-3-12 Tel055-252-1431 音声案内「3」
50	ハローワーク甲府（甲府公共職業安定所）【雇用保険関係】 甲府市住吉 1-17-5 Tel055-232-6060【雇用保険適用課 21#】
No.	派遣労働者の労働条件に関する相談
51	甲府労働基準監督署総合労働相談コーナー ¹ 甲府市下飯田 2-5-51 Tel055-224-5620
52	甲府年金事務所【健康保険・厚生年金保険関係】 甲府市塩部 1-3-12 Tel055-252-1431 音声案内「3」
53	ハローワーク甲府（甲府公共職業安定所）【雇用保険関係】 甲府市住吉 1-17-5 Tel055-232-6060【雇用保険適用課 21#】 山梨労働局職業安定部需給調整事業室【派遣法関係】 甲府市丸の内 1-1-11 Tel055-225-2862
No.	離職等に関する相談
54	甲府労働基準監督署総合労働相談コーナー ¹ 甲府市下飯田 2-5-51 Tel055-224-5620
55	ハローワーク甲府（甲府公共職業安定所） 甲府市住吉 1-17-5 Tel055-232-6060【総合案内 1#】

56	山梨労働局総合労働相談コーナー 甲府市丸の内 1-1-11 Tel055-225-2851
No.	社会保険の切替、住民税に関する相談
57	甲府市福祉部 健康保険課保険料係（本庁舎2階） 甲府市丸の内 1-18-1 Tel055-237-5368
58	甲府市市民部 市民課国民年金係（本庁舎2階） 甲府市丸の内 1-18-1 Tel055-237-5385
59	甲府市市民部 市民税課個人市民税係（本庁舎3階） 甲府市丸の内 1-18-1 Tel055-237-5398
No.	労働組合に関する情報提供、相談機関
60	山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 甲府市丸の内 1-6-1 Tel055-223-1561
61	山梨県労働委員会事務局 甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁北別館3階 Tel055-223-1827
62	日本労働組合総連合会山梨県連合会（連合山梨） 甲府市相生 2-7-17 労農福祉センター内 Tel055-228-0050
63	山梨県労働組合総連合（山梨県労） 甲府市徳行 4-3-17 Tel055-287-6116
No.	中小企業の福利厚生について
64	一般財団法人 甲府市勤労者福祉サービスセンター 甲府市朝氣 2-2-22 甲府市勤労者福祉センター内 Tel055-232-8753
No.	労働相談、賃金、労災、雇用保険などの相談
65	甲府市労働相談室 毎週火曜日・木曜日 17時～20時（相談日が祝日の場合は、13時～16時） 場所：甲府市役所本庁舎4階 相談室4a Tel055-298-4475【面談・電話相談とも可】 問合先 Tel055-237-5736（甲府市雇用創生課）
66	甲府市社会保険労務士無料相談 毎月第2・4日曜日 10時～16時 場所：甲府市役所本庁舎4階 相談室4a Tel055-298-4475【面談・電話相談とも可】 問合先 Tel055-237-5736（甲府市雇用創生課）

IX 問合せ・相談窓口一覧

67	山梨労働局総合労働相談コーナー 甲府市丸の内 1-1-11 Tel055-225-2851
68	甲府労働基準監督署総合労働相談コーナー 甲府市下飯田 2-5-51 Tel055-224-5620
69	山梨県労働委員会 月～金曜日（年末年始祝日は除く）8時30分～17時【電話・面接相談】 甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁北別館3階 Tel055-223-1827
70	山梨県中小企業労働相談所 月～金曜日（年末年始祝日は除く）8時30分～17時【電話・面接相談】 (1) 甲府市飯田 1-1-20 JA会館5階 県民生活センター内 Tel055-223-1471 (2) 都留市田原 2-13-43 南都留合同庁舎1階 県民生活センター地方相談室内 Tel0554-45-5038
No.	外国人のための相談窓口
71	やまなし外国人相談支援センター（外国人住民向け相談窓口、外国人の雇用や就労に関する企業向け相談窓口） 火曜日～土曜日（祝休日、年末年始を除く） 9時～17時（当日の相談受付は16時半まで） 対応可能言語 英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語を含む16言語 甲府市朝氣 1-2-2 山梨県立国際交流・多文化共生センター内 Tel055-222-3390（相談無料）
No.	女性総合相談窓口（セクシュアル・ハラスメント、DV、家庭・家族の悩みなど）
72	甲府市女性総合相談室 月～金曜日（年末年始祝日は除く）9時～12時、13時～16時（金曜日は19時まで）※面接相談は要予約 甲府市丸の内 1-18-1 甲府市役所本庁舎4階 Tel055-223-1255
73	山梨県女性相談支援センター 月～金曜日（年末年始祝日は除く）【電話相談：9時～20時、面接相談（要予約）：9時～17時】 甲府市北新 1-2-12 福祉プラザ2階 Tel055-254-8635

74	<p>山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合） 原則第2・4月曜日を除く毎日（年末年始を除く） 【電話相談：9時～17時、面接相談：9時～16時】 甲府市朝氣1-2-2 Tel055-237-7830</p>
No.	その他の無料法律相談
75	<p>甲府市くらしの法律無料相談（弁護士相談）（要予約・年度内に1人1回に限る） 第1、第3水曜日、第2、第4月曜日、第2又は第3日曜日 13時30分～16時30分 甲府市丸の内1-18-1 甲府市役所 4階 協働推進課 Tel055-237-5298</p>
76	<p>山梨県県民生活センター 弁護士による無料相談（要予約） 原則毎週水曜日（祝日・年末年始を除く）13時～15時 甲府市飯田1-1-20 JA会館5階 Tel055-223-1471</p>
77	<p>外国人ための無料法律相談 弁護士が対応（要予約） 毎月第1水曜日 18時30分～21時 每月第3土曜日 13時～16時 対応可能言語 予約に応じて各言語対応可 やまなし外国人相談支援センター 甲府市朝氣1-2-2 山梨県立国際交流・多文化共生センター内 Tel055-222-3390（相談無料）</p>
78	<p>日本司法支援センター山梨地方事務所（法テラス山梨） 弁護士又は司法書士による無料法律相談（要予約、利用に一定の要件有り） 毎週火曜日・金曜日 13時～16時、毎月第2木曜日 9時30分～12時30分 甲府市中央1-12-37 イリックスビル1階 Tel0570-078326</p>

◆ 社会保険労務士無料相談・労働相談室開設日カレンダー

○：社会保険労務士無料相談 午前 10 時～午後 4 時 市役所本庁舎 4 階 相談室 4a

□：労働相談室 午後 5 時～8 時（祝祭日 午後 1 時～4 時）市役所本庁舎 4 階 相談室 4a

※各日程については予定であり、変更になる場合があります。広報こうふ、市ホームページ等でご確認ください。

2026 3 MAR.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2026 4 APR.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2026 5 MAY.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1	2		
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
					31	

2026 6 JUN.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	
14	15	16	17	18	19	
21	22	23	24	25	26	
28	29	30				

2026 7 JUL.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2026 8 AUG.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1			
2	3	4	5	6	7	
9	10	11	12	13	14	
16	17	18	19	20	21	
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2026 9 SEP.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5		
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2026 10 OCT.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
		1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2026 11 NOV.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2026 12 DEC.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5		
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2027 1 JAN.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
					28	

2027 2 FEB.

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27



メモ



令和8年版 はたらく者のサポートガイド

令和8年3月発行(本誌は、令和8年1月1日現在の情報を掲載しております。)

編集・発行:甲府市産業部産業総室企業立地雇用推進課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18番1号

TEL055-237-5736 FAX 055-227-8065



下記ホームページでもご覧いただけます。

「甲府市ホームページ くらし 就職・労働」

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/rose/kurashi/shushoku/shien/guide.html>
